平成２２年（フ）第１１９号
釧路市入江町９番21号
破産者　福士智熙子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０号
青森市松原１丁目17番11号
破産者　市川　純二
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８４号
茨城県神栖市知手5237番地３、開始決定時の住所茨城県神栖市萩原267番地
破産者　橋本　行明
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６８５号
茨城県神栖市知手5237番地３、開始決定時の住所茨城県神栖市萩原267番地
破産者　橋本登美子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
茨城県北茨城市磯原町大塚2373番地、前住所茨城県北茨城市中郷町石岡865番地
破産者　阿部千江子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２７号
茨城県日立市東金沢町１丁目15番18号
破産者　富田　眞二
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１３０号
茨城県日立市西成沢町４丁目５番９号
破産者　松山　信博
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９０号
群馬県高崎市石原町3065番地６
破産者　伊佐野晃男
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５８５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保256番地１ウインベルコーラス鶴瀬112号
破産者　下山　幸子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８６号
埼玉県所沢市小手指町１丁目30番地の17　サンヴェール小手指２―204、破産手続開始決定時の住所埼玉県所沢市小手指南１丁目14番地の15
破産者　橋本　春枝
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６０６号
埼玉県川越市かすみ野１丁目12番地８
破産者　齋藤　克宏
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５８号
横浜市磯子区田中２丁目17番22号　ハイライズ洋光台105号
破産者　福嶋　　剛
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６７号
長野県上田市小泉152番地
破産者　小泉　三男
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０６号
長野県上田市長瀬1363番地21
破産者　藤林　妙子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１１５号
長野県千曲市上山田温泉３丁目３番地19
破産者　宮坂　靖英
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第６６号
長野県飯田市上郷別府581番地２、申立時の住所長野県飯田市浜井町3435番地９
破産者　佐々木隆浩
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１６号
静岡県富士市五貫島704番地の１　自由ヶ丘団地Ｂ棟第103号
破産者　関原　輝雄
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１１２号
静岡県富士市厚原1991番地の１　ルーマ厚原Ａ―102号、前住所静岡県富士市三ツ沢1008番地の60
破産者　稲森　　実
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０４６号
名古屋市南区外山１丁目２番９号　タウニィ新瑞101号
破産者　千代政しま子
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部